

埼玉県立大学
インターネット出願及び
入学検定料等代理収納決済業務
入札説明書

【2019年11月1日付公告】

公立大学法人埼玉県立大学 事務局

入札説明書

この入札説明書は、埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務の一般競争入札に関し、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（平成22年4月1日規程第54号。以下「規程」という。）、本件調達に係る2019年11月1日付入札公告のほか、当該入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

■ 入札に関すること

1 競争入札に付する事項

(1) 調達案件名

埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務

(2) 調達案件の内容

本書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から2021年3月31日まで

(4) 履行場所

公立大学法人埼玉県立大学

(5) 入札手続等の方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、本契約に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

2 競争入札参加資格

(1) 規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA、B又はC等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約にかかる入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（（平成21年4月1日付け入審

第 97 号) に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証及びプライバシーマークの認証を受けている者であること。
- (6) 2014 年度から 2018 年度までの間に、学校教育法第 1 条で定める「大学」において、入学者選抜等におけるインターネット出願の取扱い件数が 1 大学あたり 2,000 件以上実績のあるインターネット出願業務を 3 件以上受託し、遅滞なく履行した実績のある者。なお、同じ大学の実績であっても、年度が異なれば年度ごと 1 件と計上することできる。

3 競争入札参加資格の付与

(1) 参加資格確認

競争入札参加者は、以下の定めに従って、入札参加資格の確認を得なければならない。

ア 提出書類

一般競争入札参加資格確認等申請書（以下「確認申請書」という。様式第 1 - 1 号）及び添付書類

イ 提出期限

2019 年 11 月 12 日（火）午後 1 時

ウ 提出方法

14 で定める提出場所等連絡先に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

なお、電子メールによる提出は認めない。

(2) 資格確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果は、2019 年 11 月 13 日（水）までに「一般競争入札参加資格確認結果通知書」（以下「確認通知書」という。様式第 1 - 2 号）により通知する。

なお、確認通知書の交付を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(3) その他

ア 確認申請書を提出した者は、入札事務の担当者から提出した書類に関して説明を求められた場合は、入札参加資格者等の負担において完全な説明をしなければならない。

なお、説明義務を履行しない者の入札書は、落札決定の対象としない。

イ 提出された確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類は返却しない。

エ 提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 確認申請書等に関する問い合わせ先は、14に定める「提出場所等連絡先」に同じ。

4 入札説明会

入札説明会は開催しない。

5 入札執行権者等

(1) 入札執行権者

所属の名称 公立大学法人埼玉県立大学 事務局

職・氏名 事務局長 森 美秀

(2) 入札及び契約に係る費用

入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 入札の辞退

確認申請書が受理された後、入札を辞退する場合は、2019年11月11日（火）午前11時までに、「入札辞退届」（様式第9号）を14に定める提出場所等連絡先に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便とし、上記日時までに必着のこと。

なお、電子メールによる提出は認めない。

6 仕様書等に関する質疑

(1) 質問方法は次のとおりとする。

ア 様式

質問書（様式第2号）

イ 提出期限

2019年11月8日（金）午後4時

ウ 提出方法

電子メールにて、14に定める「提出場所等連絡先」宛に送信すること。

なお、電話により着信の確認を行うこと。

- (2) 質問書への回答は次のとおり行う。

2019年11月11日（月）午後5時までに、資格確認申請提出者全員に対して電子メールにより回答する。

7 入札保証金

- (1) 入札参加資格者で入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、(4)により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに、入札保証金を所定の手続に従い、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に納付しなければならない。

- (2) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額（税込）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。

【算式】（入札書に記載した額×1.10×0.05）以上

- (3) 入札保証金を納付する場合には、入札保証金相当額（(2)の額）を法人が指定する金融機関の口座に振り込むこと。

この場合、様式3-1「入札保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写しを添えて、2019年11月19日（火）午前10時までに提出するものとする。

- (4) 入札保証金の免除を希望する場合は、入札保証保険契約書の写し、又は当該年度の前々年度の4月1日以降に国立大学法人又は、公立大学法人（独立行政法人及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上誠実に履行したことを証する書類（様式4-2「契約の履行実績について」及び添付書類）を添えて、様式4-1「入札保証金免除申請書」により2019年11月12日（火）午後1時までに申請しなければならない。

- (5) 上記(4)の申請に係る入札保証金の免除、納付については、確認通知書と併せて通知する。

- (6) 入札終了後、法人は、入札保証金を納付した非落札者に対して、様式3-2「入札保証金還付請求書」により還付する。

- (7) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないときには法人に帰属する。

- (8) 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

8 入札書について

- (1) 入札書の様式は、様式第 5 号に定めるとおりとする。
- (2) 競争入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、本書、仕様書及びその他の配布書類を熟覧の上、入札しなければならない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 入札参加者は、その提出した入札書の差し替え、変更又は取消をすることはできない。
- (5) 入札参加者は、仕様書に明記した事項を勘案し一切の諸費用を含めた入札金額を見積もること。また、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- (6) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書の提出方法
入札書は、封筒に入れて密封の上、封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を朱書すること。
- (8) 郵便による入札書の提出期限及び提出場所等
原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵便によることができる。郵便による入札書等の提出期限、提出書類、提出方法及び提出場所は次のとおりである。
 - ア 提出期限
競争入札参加資格の確認を得た日から 2019 年 11 月 19 日（火）午前 10 時まで
 - イ 提出書類
 - (ア) 入札書（様式第 5 号）
 - (イ) 委任状（様式第 7 号）…代理人が入札書を提出する場合
 - (ウ) 確認通知書の写
 - ウ 提出方法
 - (ア) 入札書は二重封筒とし、入札書及び確認通知書の写を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）

を朱書し、外封筒の封皮には「11月19日開札〔埼玉県立大学インターネット出願及び入学検定料等代理収納決済業務〕の入札書在中」と朱書すること。

- (イ) 再度入札は3回まで行うので、中封筒の封皮に「1回目入札」・「再度入札（1回目）」・「再度入札（2回目）」・「再度入札（3回目）」の区別を記載すること。確認通知書の写は「1回目入札」のみに同封すること。
- (ウ) 再度の入札に付し落札者がいないときは随意契約に移行する場合がある。不落の場合の随意契約を希望する者は、見積書（様式第6号）を提出すること。その場合、中封筒の封皮に「見積書」と記載すること。
- (エ) 郵送により提出する場合は、その旨を事前に14で定める提出場所等連絡先まで連絡すること。

エ 提出場所

14で定める提出場所等連絡先

9 入札・開札の執行

(1) 日時

2019年11月19日（火）午後1時

(2) 場所

公立大学法人埼玉県立大学 本部棟4階 会議室2

10 入札の無効

次に該当する入札は無効である。

- (1) 入札に参加する資格の無い者がしたもの。
- (2) 入札者の押印のない入札書によるもの。
- (3) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの。
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの。
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。
- (6) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの。
- (7) 他人の代理を兼ねた者がしたもの。
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がしたもの。
- (9) 入札書が指定の日時までに、指定の場所に到達しなかったもの。

(10) その他、入札の条件に違反した入札をしたもの。

11 落札者の決定方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が出席のもと行うものとする。
なお、代理人が入札を行う場合は、委任状（様式第7号）を要する。
- (2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きを実施し、落札者を決定する。この場合において、同価の入札をした者のうち、開札に立ち会わない者（郵便によって入札書を提出した者）又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 落札者を決定したときは、2019年11月25日（月）までに、落札通知書を送付する。

12 再度入札及び随意契約への移行

- (1) 開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合、郵便により入札をした入札参加者は、入札書提出時にすでに再度入札分を含めて提出済のため、再度入札の手続きは必要ない。
- (3) 再度入札は3回まで行う。再度入札を行っても落札者がいないときは、見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- (4) 随意契約に移行した場合、郵便により入札をした入札参加者は、入札書提出時にすでに見積書を含めて提出済のため、特別の手続きは必要ない。
- (5) 開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（あて名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。

13 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の締結までに、契約保証金を所定の手続きに従い、法人に納付しなければならない。
但し、規程第38条の各号に該当する場合は、契約保証金の納付免除を受けることができる。
- (2) 契約保証金の額は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）

を乗じた額とする。

【算式】 (契約金額×0.1) 以上

- (3) 契約保証金を納付する場合には、契約保証金相当額((2)の額)を法人が指定する金融機関の口座に振り込むこと。

この場合、様式8-1「契約保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類(振込通知書又は払込取扱票の控え等)の写しを添えて、契約の締結までに提出するものとする。

- (4) 契約保証金の免除を希望する場合において、契約の相手方が7(4)により様式4-1を提出した場合は、「入札保証金」を「契約保証金」と読み替えるものとする。

- (5) 契約の履行を確認したときは、法人は、契約の相手方に対して、様式8-2「契約保証金還付請求書」により還付する。

- (6) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、法人に帰属する。

ただし、損害の賠償または違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

14 提出場所等連絡先

〒343-8540

埼玉県越谷市三野宮820番地

公立大学法人埼玉県立大学 事務局教務・入試担当 小暮

電話 048-973-4117 (直通)

FAX 048-973-4808

E-Mail nyushi@spu.ac.jp

15 その他

- (1) 関係法令等

本件入札の執行については、地方自治法、同施行令等関係法令の定めにより行う。

- (2) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約者

本件契約に係る契約者は公立大学法人埼玉県立大学理事長となる。

- (4) 契約条項及び支払い条件は、別紙「契約書(案)」のとおりとする。